

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」とは

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
 - 12/27～1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について国民の方からのアイデアを募集。
 - 「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援」などを内容とする提案が寄せられた。
 - 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金*に新たな助成コース「人への投資促進コース」を設ける。
- ※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース【新規】	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等

デジタル/成長分野	高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成を新設
IT分野未経験	情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成の新設(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)
サブスクリプション	定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成の新設
自発的能力開発	自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成の新設
教育訓練休暇	長期教育訓練休暇等制度 働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成の拡充

人への投資促進コースの助成率・助成額

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練 (ITスキル標準(ITSS)レベル3.4以上)	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練		海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円		-	
情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓(IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-	
自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-	
長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度(30日以上連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
		所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	

・ ()内の助成率(額)は、生産性要件を満たした場合の率(額)です。なお、高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練については、生産性要件はありません。

・ 賃金助成額(訓練期間中に支払われた賃金に対する助成)は、1人1時間当たりの額です(※長期教育訓練休暇制度は1人1日当たりの額)。
OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額(定額)です。

詳しくは「<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000922575.pdf>」もしくは



● 人材開発支援助成金に関するお問い合わせ先 愛知労働局 あいち雇用助成室 第一係 電話：052-688-5758

2022（令和4）年4月1日から

特定求職者雇用開発助成金 （成長分野人材確保・育成コース）新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、高年齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。

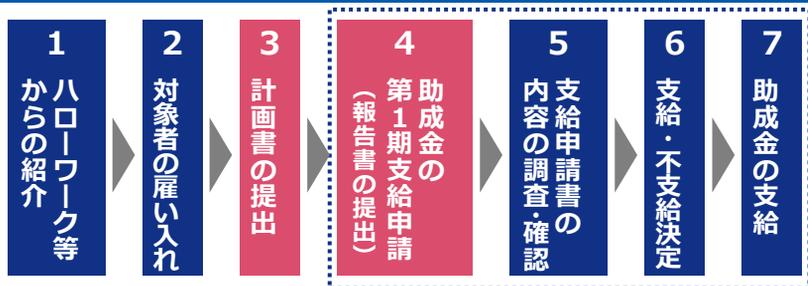
詳細は別リーフレット（特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）のご案内）をご確認ください。

支給額

対象労働者	既存コースの支給額	新コースの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	30[20]万円×2期 (25[15]万円×2期)	45[30]万円×2期 (37.5[22.5]万円×2期)
就職氷河期世代不安定雇用者	30万円×2期 (25万円×2期)	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	35[25]万円×2期 (30[20]万円×2期)	52.5[37.5]万円×2期 (45[30]万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	30[20]万円×4期 (25[15]万円×2期)	45[30]万円×4期 (37.5[22.5]万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	40[20]万円×6[4]期 (33[15]万円×3[2]期)	60[30]万円×6[4]期 (50[22.5]万円×3[2]期)

- ・ [] 内は短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）を雇い入れた場合の支給額です。
- ・ () 内は中小企業以外の企業に対する支給額です。
- ・ 助成金額が賃金総額を超える場合には、賃金総額が上限となります。

支給申請の流れ



支給申請の手続き

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です。

申請には、対象労働者の従事する業務内容や雇用管理改善・職業能力開発への取り組み等を記載した計画書と報告書の提出が必要です。

このコースを受給する場合、対象労働者の雇入れ日から「**1か月以内**」に計画書を提出する必要があります。ただし、雇入れ日が**2022年5月31日まで**の場合、**2022年7月31日まで**計画書の提出が可能です。

「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。また、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

● **特定求職者雇用開発助成金に関するお問い合わせ先**
愛知労働局 あいち雇用助成室 第二係 電話：052-219-5519

